

郵政民営化に関する意見募集について

平成 20 年 11 月 10 日

1 目的

郵政民営化の総合的な見直しに資するため、広く郵政民営化に関する意見を募集する。

2 方法等

- (1) これまでに行った郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集と同様に、郵政民営化委員会の常設ホームページ上で郵政民営化に関する意見を募集する。
- (2) 意見の募集は、①これまでの郵政民営化に対する評価、②今後の郵政民営化への期待、及び③その他について行う。

3 実施時期等

準備が整い次第意見募集を開始する。

意見募集の期間は（行政手続法の規定によるいわゆるパブリックコメントに準じて）約 1 月とする。

第44回郵政民営化委員会（平成20年8月21日（木））議事録（抜粋）

- 野村委員 枠組みの話なんですけれども、これはこちらの方が意見を聞きたいと思う人にお伺いするという枠組みですよね。意見を言いたい人はどうぞというような窓口を開くというお考えはないですか。例えば広く国民に対して1カ月間意見があったらお寄せくださいというような形で意見を聞くという考えはないですか。それは非常に難しいことかもしれませんが、真に国民の意見を聞いたのかと言われた時に、都合のいいことを言う人にだけ聞いたんじゃないかと言われるのは、余り本意じゃないかなという気がするんですが。
- 振角事務局長 それは検討してみたいと思いますけれども、何かむしろ委員の方からそれについて意見がございましたら、ここで伺いたいと思います。
- 辻山委員 以前、その点についてはここでも議論になったと思うんですけれども、この後に出てくる資料4で、これは顧客満足度ですけれども、こういうチャンネルが1つあります。今、野村委員がご指摘のことを、この調査の対象は顧客に限定されているかもしれないんですけれども、これが今ご指摘ようなことを目指していたのかなというふうに思います。しかも、設計からかなり専門家の方に入っていて意見を偏らないようにという趣旨で実施されたのかなというふうに理解していたんですけれども。
- 振角事務局長 これにつきましては、かつてからそういう調査をしたらどうかという議論がありましたので日本郵政に伝えまして、今日これから報告してもらいますけれども、かなり精力的にやっていたということの認識がございます。それに加えて、また一般的にホームページ等で今、言われたようなことをやるというのは検討対象だとは思っております。
- 飯泉委員 同じことで、例えば別紙2のところに対象者ということで、例えば経済団体の場合には中央及び地方となってくるんですが、やはり一番焦点になってくるのは、地方はどうなんだと。まさに国会のこれからの審議の論点も、結局、大都市部はいいと。しかし、地方部は本当にこれで利便性が高まっているのかとか、そうした声が聞けたのかというのがまたポイントになりますので、これは経済団体だけではなくて、産業界あるいは学識経験者でも、地方で活躍をする皆さんを極力とられた方がいいんじゃないか。
- 実は、先ほどお話を聞いていて、ＪＰローソンの話の時には、あれは東京圏だけなんですよね、やっていくのがね。では、地方ではどうなるんだろうかと。当然、東京圏での試行というものが日本全体を占うことになるのかどうかと。ああいうところでも、その特色があらわれていますので。もちろんコンビニだから大都市部がいいのかといったところもあるのかもしれないんですけれども。そういった点について、これからはやはり日本全体満遍なく意見を聞いて、それで集約をしているんですといった形はやはりきちっととっていく必要があるのではないかと思います。
- 野村委員 私自身は特にホームページで意見をとるという形式にこだわるつもりはございません。今、飯泉委員がおっしゃられた、なるべく広く国民から分け隔てなく意見を聞いたという形を追求していただきたいという趣旨ですので、その手法として必ずこのパターンがいいということを提言しているというよりは、むしろそういう趣旨が実現できるように工夫を最大限していただきたいというふうに思います。
- ですから、場合によっては公聴会的な形のものもあるのかもしれませんが、つまりご関心のある方にたくさん集まっていて、ご説明しながら、何かその場で意見を伺うというようなやり方もあるのかもしれませんが。これはいろんな工夫があると思いますので、一番効果的であり、また真の意見が聞けるようなものを追求していただければと思います。
- 振角事務局長 わかりました。その辺はよく趣旨を踏まえまして、もう少し事務局でも考えていきたいと思います。なお、既に地方の方では、飯泉委員の地元の方の視察もしているところでございます。

関連法令抜粋

○ 行政手続法（平成五年十一月十二日法律第八十八号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一項 若しくは第二項 若しくは国家行政組織法第三条第二項 に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条 若しくは第五十四条 若しくは国家行政組織法第八条 に規定する機関（以下「委員会等」という。）の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。

七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。